

令和6年度自動車騒音常時監視業務委託に係る質問への回答

令和6年7月22日

No.	質問日	内容	回答
1	R6.7.17	<p>仕様書 I 総則 20 成果品 及び II 業務内容 4 評価区間データ・オブジェクト変更</p> <p>昨年度までの作業において、「面的評価支援システム」でのエラーチェックで、エラーは無いと理解してよいか。受注後にエラーが発見された場合、昨年度の受注業者の責任で修正する理解でよいか。</p>	<p>昨年度までの作業で、エラーは無い状態です。</p>
2	R6.7.17	<p>仕様書 I 総則 20 成果品 及び II 業務内容 4 評価区間データ・オブジェクト変更</p> <p>昨年度までの作業において、「環境省報告様式」でのエラーチェックで、エラーは無いと理解してよいか。受注後にエラーが発見された場合、昨年度の受注業者の責任で修正する理解でよいか。</p>	<p>昨年度までの作業で、エラーは無い状態です。</p>
3	R6.7.18	<p>仕様書 20 成果品 (9)騒音計が計量法第 71 条の条件に合格したものであることを証する書面</p> <p>計量証明事業者が計量証明事業で騒音計を使用するため(計量証明事業者が計量証明書を発行する)には、検定のみでよいのか。 成果品一覧に「騒音計が計量法第 71 条の条件に合格したものであることを証する書面」とあるが、この書面だけでは検定のみを証明するものとなり、レンタルやリースによる騒音計が使用される可能性がある。計量証明事業者が計量証明書を発行するには、騒音</p>	<p>「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準」において計量法第 71 条に定める合格条件に適合した騒音計を用いて行うものとされていることから、確認のために提出いただくものです。</p> <p>また、成果品として計量証明書を提出いただきますが、計量証明書を発行するために必要な検査等は、当然受けて頂いているものと考えます。測定にあたっては、仕様書において「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」等に基づき行うこととしています。成果品で求めている以外の証明書等の提出は不要です。</p>

		<p>計が計量法第 71 条の条件に合格していることを証明する書面とする検定(騒音計検定済証)に加え、検査(特定計量器検査証明書)を通した騒音計の使用が必要である。</p> <p>尚且つ、騒音に係る環境基準の評価マニュアル(道路に面する地域編)において、3 年を超えない周期で音響校正器の校正を行うべき(3 年以内に校正された音響校正器で校正した騒音計を使用すべき)とされており、音響校正器校正証明書(JCSS 証明書)が必要である。</p> <p>よって、騒音関係(音圧レベル)の環境計量証明事業者が実施する自動車騒音の測定結果に対する成果品としては、信頼性と妥当性の確保のため、これらの証明書が成果品として含まれるべきだと考えられますが、いかがか。</p>	
4	R6.7.18	<p>仕様書 20 成果品 (5)沿道調査現地結果野帳</p> <p>沿道調査現地結果野帳の履行確認とする検査は、適切に実施されるものか。</p> <p>自動車騒音常時監視業務の成果品の一覧に沿道調査現地結果野帳がありますが、以前に野帳が納品されておらず、写真 1 枚のみ添付され「現地調査を行いました」という記述だけの A4 一枚の成果品のみを見たことがある。</p> <p>沿道調査は、仕様書において、住宅地図および現地調査により、沿道両側 50m 内の住宅等の状況を把握し、沿道建物情報を確定するとある。</p> <p>近年は、住宅地図に個人情報を提供しない家も増えてきているため、例えば空き家かどうかの現地確認踏査が重要。また、住宅地図の発行から沿道調査までの間に新築や解体などがあることも考慮して、綿密な現地調査の実施が結果に大きく影響してくるものと考えられる。そこで、(現時点の最新情報となる)沿道調査現地結果</p>	<p>検査では、契約の適正な履行を確認します。</p>

		<p>野帳の納品が、業務結果の精度を保つために大事だと判断される。</p> <p>検査の結果および成果品納品後に不備や誤りが発見された場合、受託者は速やかに修補を行うと仕様書に記載されているが、(現地調査結果野帳の納品が行われなかった事例があったことから、)今後の業務の精度向上のために、厳正なる検査は適確に行われるものか。(精度の問題となるため確認いたします。)</p>	
5	R6.7.18	<p>本業務委託は再委託禁止か</p> <p>個人情報保護に係る責任体制報告書の提出等が求められている中で、仕様書に「再委託禁止」という項目は記載されていないが、基本的に細心の注意を払うため(例えば各現地調査を他へ委託しないよう)、本業務委託は再委託禁止と考えてよいか。</p>	<p>契約書第 5 条、契約書別記個人情報取扱特記事項第 9 条において、委託者の事前の承認がある場合を除き、再委託は禁止としています。</p>
6	R6.7.18	<p>計量証明事業者が計量証明書を発行するための手続きとしては、計量証明事業者(受託者)が所有する検定・検査を通して騒音計である必要があることから、他から騒音計を借りる行為もよろしくないものとするがいかがか。</p>	<p>成果品として計量証明書を提出いただきますが、計量証明書を発行するために必要な手順等は、計量法などの各法令に基づき適正に実施してください。</p>